



福島医発第471号(地)

平成25年 5月 9日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会 長 松 田 峻一良

(公 印 省 略)

「中国における鳥インフルエンザA(H7N9)の国内検査体制について
(情報提供)」の一部改正について

標記の件につきまして福岡県保健医療介護部保健衛生課より別添のとおり通知がありました。

今般、鳥インフルエンザ(H7N9)を指定感染症として定める等の政令(平成25年政令第129号)等が平成25年5月6日に施行されたことに伴い、「中国における鳥インフルエンザA(H7N9)の国内検査体制について(情報提供)」(平成25年4月18日付け福島医発第220号(地))別添1「鳥インフルエンザA(H7N9)疑い患者が発生した場合の標準的フロー」及び別添2「情報提供の際に使用する参考様式」が改正されるとともに、「中国における鳥インフルエンザA(H7N9)の患者の発生について(情報提供及び協力依頼)」(平成25年4月5日付け福島医発第63号(地))は、平成25年5月6日をもって廃止されました。

つきましては、貴会におかれましても本件にご丁知いただくとともに、貴会会員への周知方並びに鳥インフルエンザ(H7N9)が疑われる患者等を診察した場合の情報提供の協力方について、ご高配賜りますようお願い致します。

なお、情報提供に関する取扱いが変更となった場合には、速やかにお知らせすることとなっておりますのでご留意ください。

小郡三井医師会より

感染症対策担当理事 白石恒明
会長 蒲池 壽

公印省略

25保衛第363号
平成25年5月5日

公益社団法人福岡県医師会長
公益社団法人福岡県病院協会長
一般社団法人福岡県私設病院協会長
公益社団法人全国自治体病院協議会福岡県支部長
一般社団法人福岡県精神病院協会長

殿

福岡県保健医療介護部保健衛生課長
(感染症係)

「中国における鳥インフルエンザA(H7N9)の国内検査体制について(情報提供)」の一部改正について

本県の保健医療介護行政の推進につきましては、平素より格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、このことについて、鳥インフルエンザ(H7N9)を指定感染症として定める等の政令(平成25年政令第129号)等が平成25年5月6日に施行されることに伴い、「中国における鳥インフルエンザA(H7N9)の国内検査体制について(情報提供)」(平成25年4月15日付け厚生労働省健康局結核感染症課長事務連絡)別添1「鳥インフルエンザA(H7N9)疑い患者が発生した場合の標準的フロー」及び別添2「情報提供の際に使用する参考様式」が改正されましたのでお知らせします。

併せて、「中国における鳥インフルエンザA(H7N9)の患者の発生について(情報提供及び協力依頼)」(平成25年4月3日付け健感発0403第3号厚生労働省健康局結核感染症課長通知)は、平成25年5月6日をもって廃止されますので、お知らせします。

つきましては、貴会会員に対し周知していただくとともに、各医療機関においては、鳥インフルエンザ(H7N9)が疑われる患者等を診察した場合には、最寄りの保健所まで情報提供していただきますようお願いいたします。

なお、情報提供に関する取扱いが変更となった場合には、速やかにお知らせすることとしておりますので御留意ください。

福岡県保健医療介護部保健衛生課感染症係

担当 中村

TEL: 092-643-3268

FAX: 092-643-3282

E-mail: nakamura-r2769@pref.fukuoka.lg.jp

事 務 連 絡

平 成 25 年 5 月 2 日

各 { 都道府県
政 令 市
特 別 区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

「中国における鳥インフルエンザA（H7N9）の国内検査体制
について（情報提供）」の一部改正について

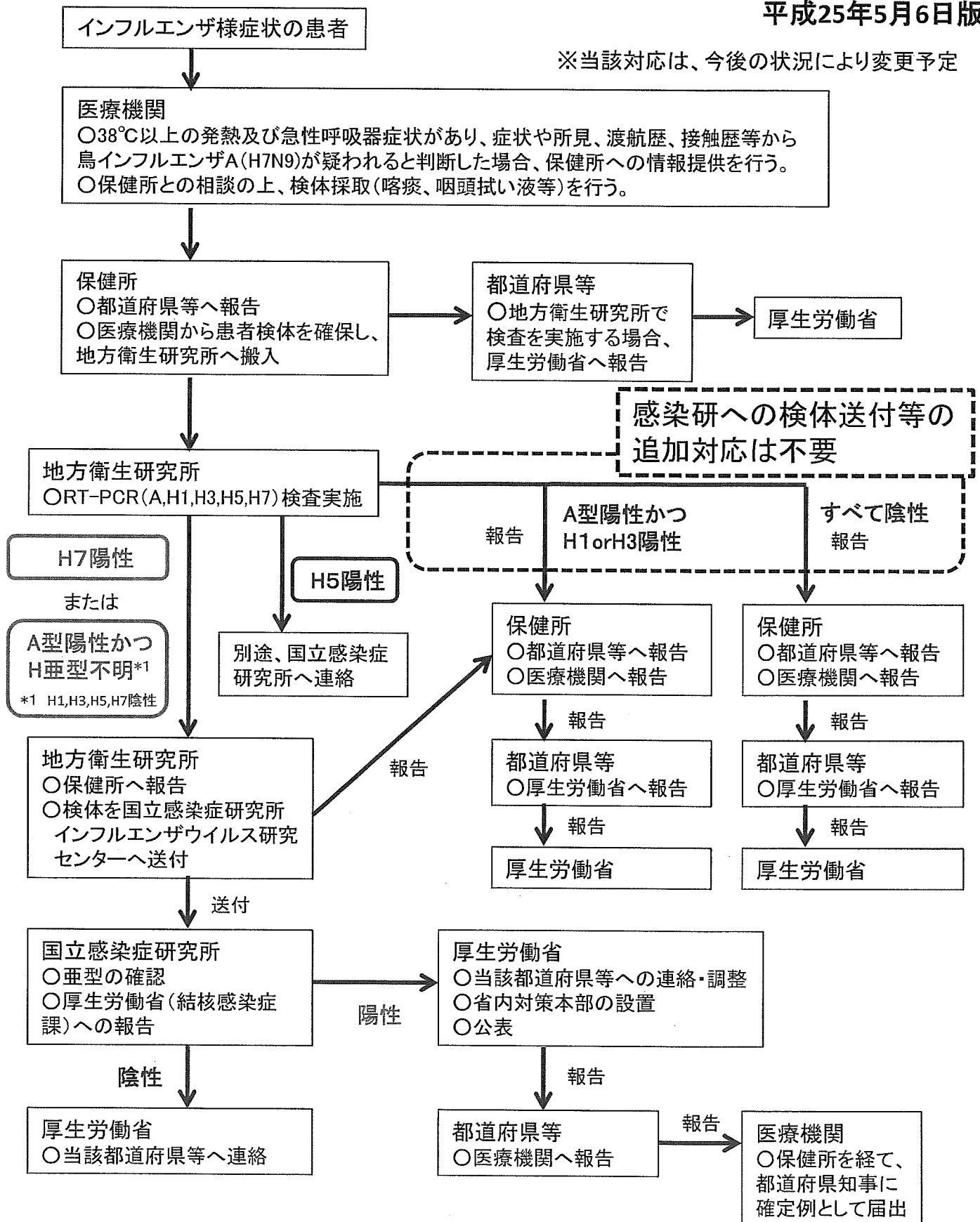
鳥インフルエンザ（H7N9）を指定感染症として定める等の政令（平成25年政令第129号）等が平成25年5月6日に施行されるところである。

これに伴い、「中国における鳥インフルエンザA（H7N9）の国内検査体制について（情報提供）」（平成25年4月15日付厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）の別添1「鳥インフルエンザA（H7N9）疑い患者が発生した場合の標準的対応フロー」を別紙1に、別添2「情報提供の際に使用する参考様式」を別紙2のとおり改正することとしたので、同年5月6日以降は、別紙に基づき情報提供していただきますようお願いいたします。

鳥インフルエンザA(H7N9)疑い患者が発生した場合の標準的対応フロー(※)

平成25年5月6日版

※当該対応は、今後の状況により変更予定



【参 考 様 式】

平成25年〇月 〇日

厚生労働省健康局結核感染症課 御中

〇〇県〇〇部〇〇課

鳥インフルエンザ（H7N9）について

標記について、下記のとおり鳥インフルエンザ（H7N9）に係る情報提供がありました。

記

平成25年〇月〇日（〇）〇〇保健所管内〇〇病院より連絡

<患者について（任意）>

〇〇市（区・町）在住

性別：〇性

年齢：〇歳

職業：

基礎疾患：

中国渡航歴（有の場合は地域及び期間）：

鳥等との接触状況：

鳥インフルエンザ（H7N9）「疑似症患者」及び「患者（確定例）」との接触：

<症状の経過（分かる限りで）>

H25.〇.〇～（帰国 or 日本入国）

H25.〇.〇～（症状・発症日）

入院日（救急搬送日）：H25年〇月〇日

<現在の症状等（分かる限りで）>

現在の症状（分かる限り細かく）：

治療状況（分かる限り細かく）：

検体の有無（有の場合は種類、無の場合は今後の採取の可否）：

インフルエンザ簡易キット結果（〇/〇）：A（〇or×）、B（〇or×）、（H1N1）2009（〇or×）

他に疑われる感染症等の検査結果：

<追加検査>

インフルエンザ検査（PCR）：

A（〇or×）、H1（〇or×）、H3（〇or×）、H5（〇or×）、H7（〇or×）、B（〇or×）

→PCRでA（〇）かつH1（×）、H3（×）、H5（×）、H7（〇or×）であれば、感染研へ検査依頼。

健 感 発 0502 第 1 号

平 成 25 年 5 月 2 日

各 { 都道府県
政 令 市
特 別 区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

（公 印 省 略）

「中国における鳥インフルエンザA（H7N9）の患者の発生について
（情報提供及び協力依頼）」の廃止について

鳥インフルエンザ（H7N9）を指定感染症として定める等の政令（平成25年政令第129号）等が平成25年5月6日に施行されるところである。

これに伴い、「中国における鳥インフルエンザA（H7N9）の患者の発生について（情報提供及び協力依頼）」（平成25年4月3日付健感発0403第3号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）は、同年5月6日をもって廃止するため、ご承知おきください。